



秋の交通安全運動
9月21日～30日

やさしさが 走るこの街 この道路

全国交通安全運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけ、国民(区民)一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図る運動です。区民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することで、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施します。
問交通安全係 ☎3981-4856

秋の全国交通安全運動 平成19年9月21日～9月30日

高齢者の交通事故防止



青信号、昔は黄色、今は赤。



自分だけ、大丈夫だろうが命取り。



夕暮れ時、自分自身もライトオン。



お年寄りもいつも赤信号、交通安全。

高齢者、交通安全四つの心得

内閣府

豊島区交通安全協議会は、次の5点を重点として運動を展開します。

高齢者の交通事故防止

都内の高齢者の交通事故件数は年々増加しています。歩行者における事故の多くは、道路の横断中に発生しています。高齢者側の主な事故原因をみると「信号無視」「横断歩道以外の場所での横断」や「横断を禁止された場所での横断」などによるものです。外出する時は、信号を守ることや横断歩道を渡るなど、交通ルールを守ることを身に付けましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

昼間でも明るく目立つ服装を心がけ、夕暮れ時・夜間は、反射材を活用しましょう。夕暮れ時は早めにライトを点灯し、二人乗り、携帯電話の使用など、危険・迷惑な走行はやめましょう。



後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトとチャイルドシートは命を守る大切な道具です。年齢や体格にあったチャイルドシートを正しく装着しましょう。自動車に乗るときは、同乗者のシートベルトの着用を確認してから運転しましょう。



飲酒運転の根絶

お酒を飲んだ人には絶対に運転をさせないようにしましょう。飲酒運転は重大事故など悲惨な結果をもたらします。車を運転することを知らず酒を飲めることも犯罪です。

飲酒運転に関する罰則強化

平成19年9月19日より道路交通法の飲酒運転に関する罰則が強化されました

	酒酔い運転	酒気帯び運転
運転者本人【罰則強化】	(旧) 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 ↓ 5年以下の懲役または100万円以下の罰金	(旧) 1年以下の懲役または30万円以下の罰金 ↓ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
車両提供者【新規】	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類提供者【新規】	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
同乗者【新規】	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

※「酒酔い運転」とは、飲酒により正常な運転ができないおそれがある状態で運転することをいいます。
※「酒気帯び運転」とは、呼気中のアルコール濃度が0.15mg/ℓ以上で運転することをいいます。

ハートフルメット

自転車の転倒事故から子どもを守るために

子どもを自転車の補助いすに乗せるときは、幼児用ヘルメットをかぶせ、自転車の転倒事故から守りましょう。

自分の運転技量や二輪車の性能を過信することなく、カーブや交差点手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心掛けましょう。
路上(歩道を含む)での放置駐車が絶対にならないようにしましょう。

平成19年1～6月末までの交通事故の状況

	発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)
全国	404,639	2,655	501,396
東京都	34,065	130	38,306
豊島区	586	2	652

安全で快適に自転車を利用しましょう

道路交通法上、自転車も「車両」です。歩行者を気遣って、交通ルールと正しいマナーを守って利用しましょう。

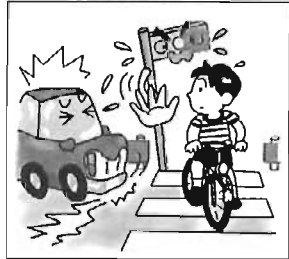
あぶないよ 無灯火 携帯 二人乗り

自転車は車道の左側通行が原則です。歩道では、自転車は押して歩くことが決まっています。「自転車通行可」の標識のある歩道は通行できますが、「車道よりの部分」を通行しましょう。歩道は歩行者優先です。スピードを出すなど、乱暴な運転をしないようにしましょう。

絶対やめよう！ 交通ルール違反

違反した場合には、次のような罰則があります。

信号無視



● 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

二人乗り



● 2万円以下の罰金または料

夜間無灯火



● 5万円以下の罰金・過失罰あり

一時停止違反



● 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金・過失罰あり

酒酔い運転



● 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

※罰則が厳しくなりました(上記表参照)

10月22日～31日は都内一斉 駅前放置自転車クリーンキャンペーンです

困ります

自転車置き去り

知らんぷり

**自転車の放置は
やめましょう**

自転車は、地球環境に優しく手軽で便利な生活に欠かせない乗り物です。しかし、ルールやマナーを守って利用しないと、危険な存在になってしまいます。路上に放置されれば歩行者を始めとする他の交通の妨げとなり、事故や火災の際には救助活動を阻害します。また、自転車が関係する交通事故も年々増加しています。

ルールやマナーを守って、快適な自転車ライフを実現しましょう。

問い合わせ先 3981・4847
問 自転車対策係



豊島区の放置自転車状況

区では、放置自転車問題の解決のため、これまでも自転車駐車場の整備、啓発活動、撤去活動など様々な放置自転車対策（※注1）に努力してきました。

平成18年度の都内で実施された一斉調査（※注2）では、池袋駅が都内ワースト1位から2位に、大塚駅がワースト2位から3位へと、平成17年度と比べると改善されました。しかし、依然と

して、区内でも有数の放置自転車発生駅となっていることに変わりありません。

さらに区内全体で見ると、同じ調査で、区内の放置自転車台数は5千577台となっています。

区では「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」平成18年6月策定に基づき、これらの放置自転車の台数を平成27年度までに、2千台以下まで

減少させることを目標に放置自転車対策を進めています。

（※注1）放置自転車対策は、自転車と50ccまでの原動機付自転車が対象。

（※注2）毎年行われている調査。平成18年は10月の晴天の平日、午前11時を基準として、放置台数を計測した統計。

放置自転車とは？

たとえ短時間だけ路上に置いてても放置自転車です

そもそも「放置自転車」とはどんな自転車のことを指すのでしょうか？

「乗り捨てられた自転車」という答えは、ここでは不正解です。

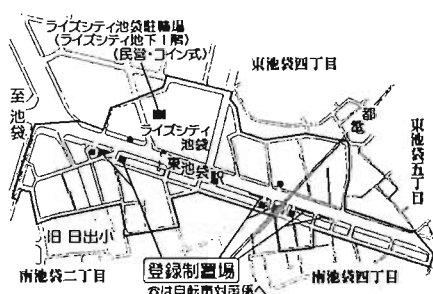
駅周辺には、通勤や通学、買い物などのため多くの自転車が集まってきます。これらの自転車が歩道を含む道路に置かれ、様々な問題を引き起こしています。これが「放置自転車」です。「自転車法※」第5条第6項では、自転車で来た方が、自転車を置いてその場を離れ、直ちに動かすことのできない状態が「放置」となると規定されています。

たとえ「短時間だけ」であっても、自転車を置き、その場を離れば、それは、社会問題の原因となるのです。

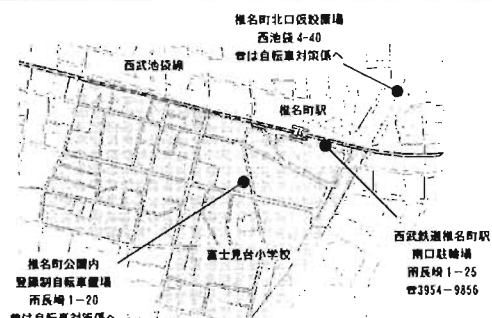
※自転車法…「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」が正式名称です。

放置禁止区域および自転車駐車場

東池袋駅周辺



椎名町駅周辺



板橋駅周辺



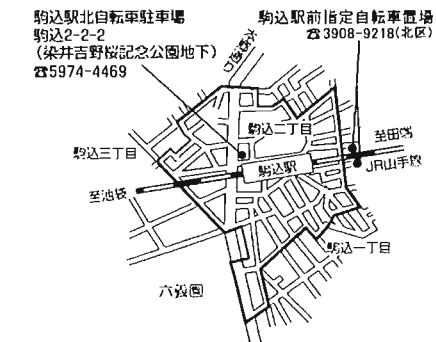
西巣鴨駅周辺



巣鴨駅周辺



駒込駅周辺





▲撤去自転車ていっばいの自転車保管所

放置自転車が引き起こす3つの問題

- ①歩行者の通行障害となります
車いすが通れなくなったり、目の不自由な人のための点字ブロックをふさいだりします。特に体の不自由な方や高齢の方にとっては、大変危険です。
- ②交通事故の原因になります
自動車、自転車、歩行者の通行可能なスペースが狭くなり、
- ③災害時の危険性が高まります
交通事故が起きる危険が高くなります。
- ④災害時の危険性が高まります
火災や大地震などの災害が発生したとき、放置自転車などが避難や救助活動の妨げになります。

自転車駐輪場を利用してください

自転車は放置せず、自転車駐輪場を利用してください。
区立の自転車駐輪場で当日利用・短時間利用できる施設では、3時間まで無料です(3時間を超えると1日150円、池袋駅西自転車駐輪場のみ1日100円)。

レンタサイクルを利用してください

レンタサイクルは、自転車を必要とする人が必要な時だけ利用できるシステムです。
一台の自転車を複数の人が共用することで、限られた駐輪場のスペースを有効に活用できるようになります。
◆貸出場所：池袋駅東および目白駅東自転車駐輪場

駅まで近い人は歩きましょう

撤去した自転車の所有者を調査すると、駅まで500m程度の距離に住んでいる方が放置している例が多く見受けられます。
駅まで近い人は歩いて、放置自転車抑制に皆さんで取り組みましょう。



▲放置自転車は撤去します

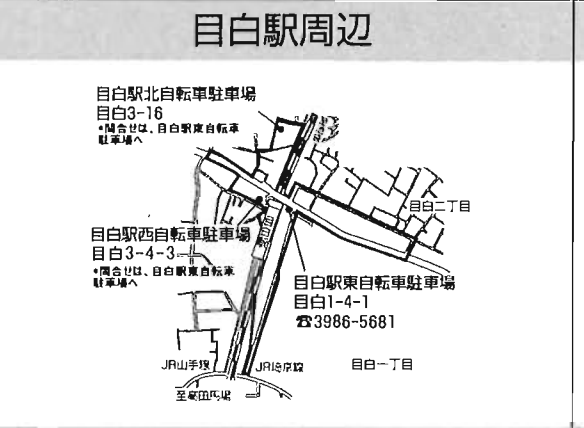
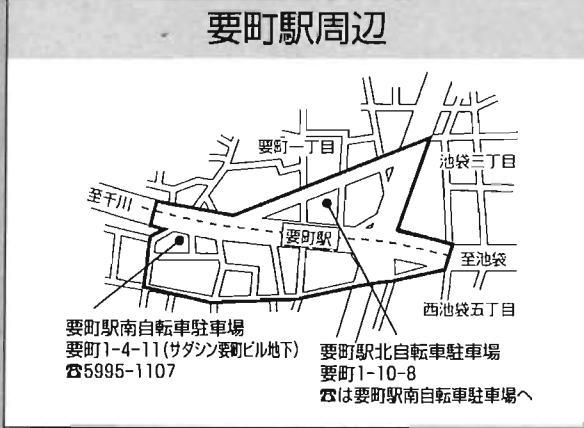
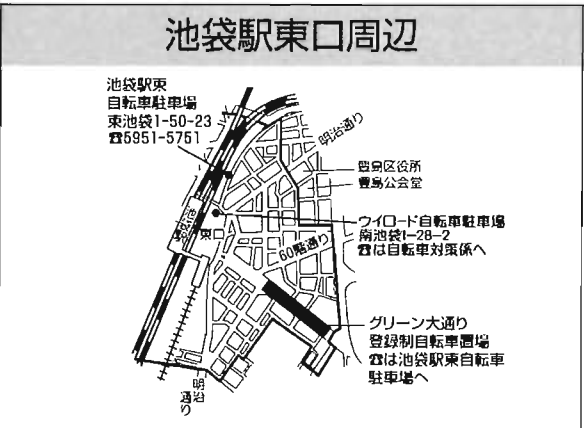
放置自転車は撤去します

区では、放置自転車対策として、駅周辺を自転車などの「放置禁止区域」に指定(地図参照)して撤去活動を実施しています。
通勤や通学、買い物などで駅周辺などに置かれた自転車が「放置自転車」として社会問題となつていきます。
撤去の際、自転車がチェーン錠でガードレールなどに固定されている場合は、切断して撤去します。

撤去した自転車の返還には撤去保管手数料が必要です

自転車の撤去活動、保管場所の運営に関する経費、人件費などに年間2億円近くの費用がかかっています。
区では、自転車法第6条第5項に基づき、この費用を自転車を放置した人に負担していただくため、撤去した自転車の返還の際、撤去保管手数料をお支払いいただきます。

- 撤去保管手数料
- 自転車 ……5,000円
 - 原動機付自転車 ……8,000円



「こんな声が寄せられています…」

「邪魔にならないように置いておく…」

意見：私は邪魔にならない所に置いたのだから、撤去しなくても良かったのではないかと。

答え：「今日だけだから良いだろう」「邪魔にならないように置くから良いだろう」、自転車を放置する方のそんな意識が、放置自転車問題を解決するための最大の障害になっています。駅周辺にやってくる自転車が、あなたの1台だけであれば、あなたの考えは正しいかもしれませんが、しかし、駅周辺に自転車でやってくるのは、あなただけではありません。

たくさん自転車が集まってくると、「邪魔にならない」置き方をするのは物理的にも困難になりますし、邪魔にならうとお構いなしといった無責任な人もいます。

「一部の自転車の撤去は不公平では…」

意見：私の自転車を撤去するのなら、すべての自転車を撤去すべきです。

「誘引作用」と呼んでいます。歩道をふさぐ放置自転車の最初の1台は、あなたの自転車ではありません。

出てきます。

町を歩くと、ある場所には放置自転車があふれているのに、細い路地を挟んだ隣の区画には1台の自転車も置かれていないという状況を自にすることがあります。

人間の心理として、何も置かれていない所に自分の自転車をポツンと置くことに抵抗を感じても、他に自転車が置いてあれば、自分も置くことにあまり抵抗を感じないようです。

これを私たちは「放置自転車の誘引作用」と呼んでいます。歩道をふさぐ放置自転車の最初の1台は、あなたの自転車ではありません。

「一部の自転車の撤去は不公平では…」

意見：私の自転車を撤去するのなら、すべての自転車を撤去すべきです。

きた。一部の自転車だけを撤去するのは不公平だ。

答え：確かに、すべての自転車を撤去することが理想です。

しかし、いま以上に多くの自転車を撤去するには、撤去作業員やトラックの手配にさらに多額の経費が必要になるほか、撤去した自転車を保管する場所の確保が必要です。区および周辺地域で、新たに大規模な土地を確保することは非常に困難であり、保管スペースの限界から、すべての放置自転車を撤去することは難しい状況です。

このため区では、「放置自転車をなくす」という目的達成のため、「最小の経費で最大の効果を上げる」という原則に則り、撤去場所と時間を変えて、効果的な撤去活動に努めています。

※撤去日時的事前公表はいたしません。

自転車の盗難に注意してください

自転車の盗難に関する問い合わせが増えています。買い物などのための短時間の駐輪であっても必ずカギを掛けましょう。

自転車の盗難防止に欠かせない3つのポイント

◆防犯登録

盗難の際、「防犯登録」が手掛かりになります。必ず防犯登録を行い、控えを大切に保管してください。

◆二重のカギ

盗難を防ぐためカギを二重にかけることが大切です。

◆名前の記入

自転車の名前を記入したり、目立つシールを貼るなど、自分の自転車がすぐ分かるようにしてください。

◆盗難にあったらすぐに被害届の提出を

万一自転車が盗難にあった場合は、すぐに警察へ被害届を出してください。

盗まれた自転車が放置され撤去された場合に、撤去日前日までに被害届が出されていないと、撤去保管手数料は自転車の所有者に負担をいただきます。

撤去に関する問い合わせは 自転車コールセンターへ ☎5957-0388

◆受付時間

- 平日…午前9時～午後7時
- 日曜日・祝日…午前10時～午後4時

◆休業日…土曜日(祝日と重なる日を含む)、12月29日～1月3日

◆受付内容

- ①放置自転車撤去の有無の照会(防犯登録番号が判明しているか自転車の名前が記入してある場合は、個別の自転車の有無についての案内が可。そうでない場合、駅ごとの撤去実績のみの案内)。
- ②撤去自転車保管場所と返還方法の案内

自転車保管所

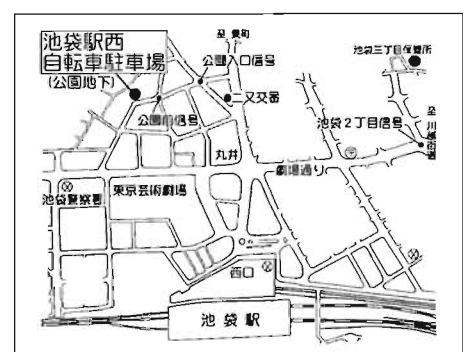
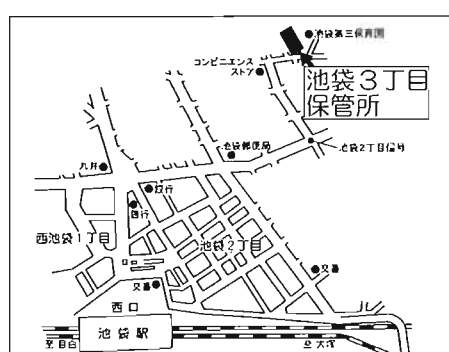
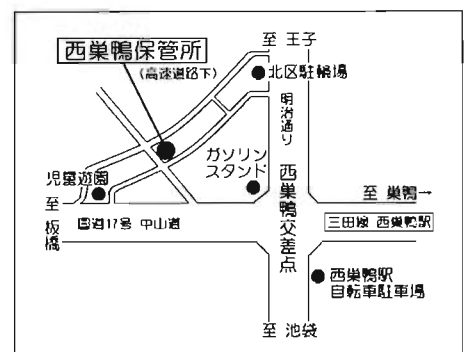
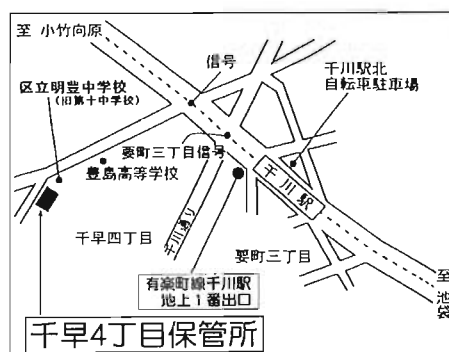
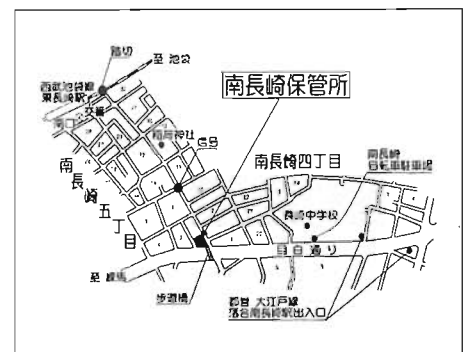
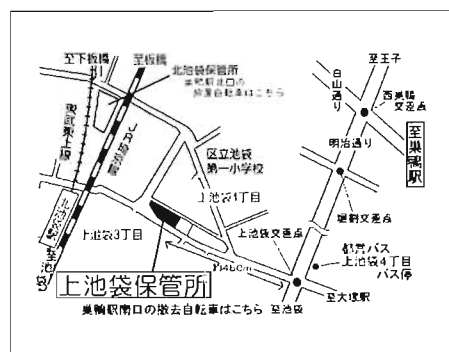
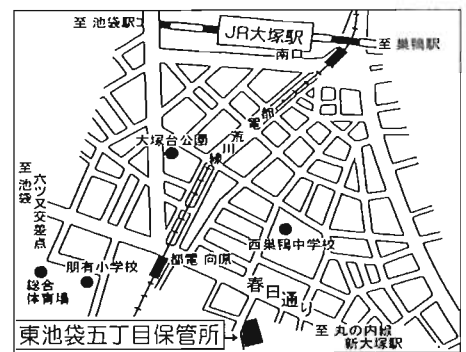
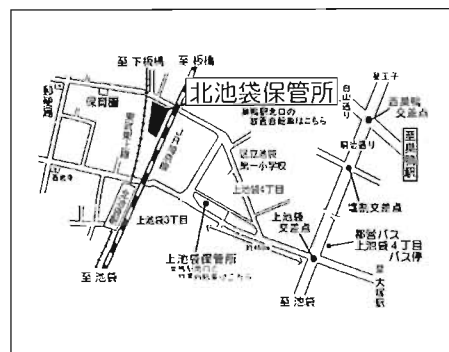
問い合わせは 自転車コールセンターへ

放置自転車の駅別保管場所一覧

駅(撤去場所)	名称	所在地・電話
駒込	西巣鴨保管所	西巣鴨4-14 ☎5974-3056
J 巣鴨	北口(JRの路線北側)	北池袋保管所 池袋本町4-50 ☎3590-0544
	南口(JRの路線南側)	上池袋保管所 上池袋4-29 ☎3916-4306
大塚	上池袋保管所	上池袋4-29 ☎3916-4306
R 池袋	東口(グリーン大通り北側)	東池袋5丁目保管所 東池袋5-44 ☎3987-7220
	東口(グリーン大通り南側)	池袋3丁目保管所 池袋3-58 ☎5951-2661
他	西口	千早4丁目保管所 千早4-7 ☎3530-8301
	目白	池袋3丁目保管所 池袋3-58 ☎5951-2661
	高田馬場	池袋駅西駐車場内保管所 西池袋3-20-1 ☎3590-3837
	板橋	西巣鴨保管所 西巣鴨4-14 ☎5974-3056
西武線	椎名町	池袋駅西駐車場内保管所 西池袋3-20-1 ☎3590-3837
	東長崎	南長崎保管所 南長崎5-3 ☎3953-3532
東武線	下板橋	上池袋保管所 上池袋4-29 ☎3916-4306
都地下 営鉄	西巣鴨	西巣鴨保管所 西巣鴨4-14 ☎5974-3056
	落合南長崎	千早4丁目保管所 千早4-7 ☎3530-8301
東京メトロ	東池袋	東池袋5丁目保管所 東池袋5-44 ☎3987-7220
	要町	南長崎保管所 南長崎5-3 ☎3953-3532
	千川	池袋駅西駐車場内保管所 西池袋3-20-1 ☎3590-3837

◆保管所の返還時間…平日/午前9時～午後7時、日曜/祝日/午前10時～午後4時、休業日…土曜日(祝日と重なる日を含む)、12月29日～1月3日

◆撤去保管手数料…自転車/5,000円、原動機付自転車/8,000円



10月22日～31日都内一斉駅前放置自転車 クリーンキャンペーンを実施します

区内でも、池袋駅・目白駅・巣鴨駅で啓発活動を実施します。

- 目白駅前…10月23日(火) 午後2時から
- 池袋駅前(東口・西口)…10月25日(木) 午前8時から
- 巣鴨駅前…10月30日(火) 午後2時から

◇内容…啓発用品の配布、ハンドマイクによる広報、放置自転車への警告札の貼付